　　　京丹後市婚活イベント開催補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、社会全体で結婚を応援する気運を高め少子化の要因となる未婚化及び晩婚化の進行を防止し、本市の人口減少の緩和ひいては人口増加につなげるため、結婚を望む方への多様な出会いの機会を創出する事業を実施する団体に対し、京丹後市補助金等交付規則（平成１６年京丹後市規則第６４号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第２条　この告示において「婚活イベント」とは、結婚を望む満２０歳以上の独身男女に健全な出会いの機会を提供する催し物をいう。

（補助対象団体）

第３条　補助金の交付対象とする団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）組織の運営に関する規約、会則等を定め、予算及び決算を適正に行っていること。

（２）市税等の滞納がないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成２年法律第７７号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第４号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を含む団体又はそれらの利益になる活動を行う団体でないこと。

（補助事業等）

第４条　補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす婚活イベントとする。

（１）本市内の施設を活用するもの又は本市施策の推進につながるもの

（２）本市在住の独身者を参加対象者に含めて行うもの

（３）募集定員が１０人以上で、その男女比が同数程度で行われるもの

（４）実施年度末までに完結するもの

（５）本市の他の補助制度により助成を受けないもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、補助金を交付しない。

1. 公序良俗に反する等の社会的に非難を受ける事業
2. 宗教的活動、政治的活動及びこれらに類する事業
3. 営利を目的とする事業

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、婚活イベントを開催するために必要な経費であって、別表第１に定めるとおりとする。

２　補助事業に対し国、府その他団体から助成を受ける場合にあっては、補助対象経費から当該助成金の額を除くものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、１０万円を上限として、補助対象経費の範囲内で市長が定めた額とする。

２　補助金の額に千円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

３　同一の補助対象団体に対して交付する補助金は、一の年度において１回に限るものとする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、婚活イベント開催補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第８条　市長は、提出された交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定する。

２　市長は、補助金の交付を決定した場合は、婚活イベント開催補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請団体に通知する。

（交付の条件）

第９条　補助金の交付の条件は、規則第６条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

（１）補助事業は、補助金の交付の決定を受けた後に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施する場合において、事前着手届（様式第３号）を市長に提出したときは、この限りでない。

（２）補助事業は、補助金の交付を受けた年度の３月３１日までに完了しなければならない。

（補助事業の変更等）

第１０条　補助事業を行う団体（以下「補助事業団体」という。）は、交付申請書の内容を変更しようとする場合は、婚活イベント開催補助金変更申請書（様式第４号）に必要書類を添えて、市長に提出しその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

２　市長は、前項の変更の承認をした場合は、婚活イベント開催補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により当該補助事業団体に通知する。

（実績報告）

第１１条　補助事業団体は、補助事業を完了した場合は、速やかに婚活イベント開催事業実績報告書（様式第６号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、提出された婚活イベント開催事業実績報告書の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の額を確定し、当該補助事業団体に通知する。

（補助金の請求）

第１３条　補助金の額の確定を受けた補助事業団体は、婚活イベント開催補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

２　補助金の概算交付は、行わないものとする。

（実施状況等の報告）

第１４条　市長は、必要があると認める場合は、補助事業団体に事業の実施状況及び実施の成果の報告を求めることができる。

２　補助事業団体は、前項の報告を求められた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

（その他）

第１５条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

　この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

補助対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 内容 | 備考 |
| 諸謝金 | 講師等への謝礼 |  |
| 旅費 | 講師等への交通費及び宿泊費 |  |
| 会場費 | 会場使用料、会場設営・撤去費等 |  |
| 舞台関係費 | 音響・照明費、設備賃借料等 |  |
| 消耗品費 | 用紙・封筒・文具等の消耗品費 |  |
| 通信運搬費 | 案内状等の郵送料、広告宣伝料等 |  |
| 役務費 | ラジオ等での広報費等 |  |
| 印刷製本費 | チラシ、ポスター、コピーその他の資料印刷に係る経費 |  |
| 保険料 | 出演者・参加者等に係る損害保険料 | 保険は掛け捨てのものに限る。 |
| 車両賃借料及び燃料費 | 車両賃借料、ガソリン代その他の燃料費 | 燃料費は、車両を賃借する場合のみ補助対象経費とする。 |
| その他、市長が必要と認めるもの | | |
| 備考  次に掲げる経費と認められるものは、名称の如何を問わず補助対象経費から除くものとする。   1. 補助対象団体の運営に係る経常的な経費（事務所等の維持管理費、人件費、備品・設備購入費等） 2. 参加者及び婚活イベントの運営構成員（市長が特に認める者を除く。）に対する謝礼、旅費及び宿泊費 3. 食糧費 4. 販売により収益を上げる物品の制作又はサービスの提供に関する経費 5. 著しく高額の物品、景品又はサービスの購入費 6. 婚活イベントの実施に直接関わりがない経費 7. その他、社会通念上不適切と認められる経費 | | |

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

　京丹後市長　　　　様

申請団体　住所（所在地）

団体名及び

代表者職氏名

電話

婚活イベント開催補助金交付申請書

　補助金の交付を受けたいので、京丹後市婚活イベント開催補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。なお、京丹後市婚活イベント開催補助金交付要綱第３条の規定を満たす団体であることを宣誓します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 経費所要総額 | 円 |
| 国府等の助成額 | 円 |
| 交付申請額 | 円 |
| 着手及び完了予定年月日 | 着手予定　　　　　　　年　　月　　日  完了予定　　　　　　　年　　月　　日 |
| 添付書類 | （１）事業計画書  （２）予算書  （３）団体構成員の名簿  （４）団体の規約等  （５）その他、参考となるもので市長が指示するもの |

交付決定を受けた場合の振込先

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合 | | | | | | 店 | | |
| 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  | | | | | | | | |
| 口座名義 |  | | | | | | | | |

１　事業計画書

＜事業の内容＞

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 日時・会場 |  |
| 事業の概要 | ＜趣旨・目的＞ |
| ＜具体的な内容＞ |
| 事業スケジュール |  |
| 期待される効果 |  |
| 課題や希望する支援内容等 |  |

２　予算書

＜収入の部＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 種　別 | 内　　訳 | 金額 |
| 収入 | 他団体補助金 |  |  |
| 市補助金 | 婚活イベント開催補助金 |  |
| その他の収入 |  |  |
|  | 合計 |  |

＜支出の部＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 種　別 | 内　　訳 | 金額 |
| 支出  （対象経費） | 諸謝金 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 旅費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 会場費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 舞台関係費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 消耗品費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 通信運搬費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 役務費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 印刷製本費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 保険料 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 車両賃借料及び燃料費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 対象経費小計 | | | 円 |
| （対象外経費） |  |  |  |
|  | 小計 | 円 |
|  |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 対象外経費小計 | | |  |
| 支出額合計 | | | 円 |

※内訳については単価や数量等　可能な限り詳細にお書きください。

４　団体構成員の名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 役職名 | 氏名 | 住所 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |
| ６ |  |  |  |
| ７ |  |  |  |
| ８ |  |  |  |
| ９ |  |  |  |
| １０ |  |  |  |
| １１ |  |  |  |
| １２ |  |  |  |
| １３ |  |  |  |
| １４ |  |  |  |
| １５ |  |  |  |
| １６ |  |  |  |
| １７ |  |  |  |
| １８ |  |  |  |
| １９ |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |

様式第２号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

京丹後市長　　　　　　印

婚活イベント開催補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、京丹後市婚活イベント開催補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

(1)　申請した内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3)　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4)　補助事業は、この通知の日の属する年度の３月３１日までに終えなければならない。

(5)　補助事業を完了したときは、婚活イベント開催事業実績報告書に必要な書類を添えて速やかに市長に提出すること。

(6)　京丹後市市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則第２条に規定する市税等の滞納をしないこと。

様式第３号（第９条関係）

　　　年　　月　　日

　京丹後市長　　　　様

住所

団体名

代表者名又は氏名　　　　　　　　　　印

(電話　　　―　　　　　)

事前着手届

年　　月　　日付けで申請の京丹後市婚活イベント開催補助金に係る事業について、交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

|  |  |
| --- | --- |
| １　事前着手の理由 |  |
| ２　着手(予定)年月日  (事前準備を含む事業開始日) | 年　　月　　日 |

注：本様式は、交付決定前に事業着手する場合にご提出いただく必要があるものです。

　　着手年月日以前に支出された経費については、補助金の対象外となりますので、ご注意願います。

様式第４号（第１０条関係）

年　　月　　日

京丹後市長　　　　　様

申請団体　住所（所在地）

団体名及び

代表者職氏名　　　　　　　　印

電話

婚活イベント開催補助金変更交付申請書

　　　　　　年　　月　　日付けで交付決定のあった補助金の交付について、下記のとおり変更したいので、京丹後市婚活イベント開催補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり申請します。

記

１　交付決定番号　　　　第　　　　　号

２　変更の理由

３　変更の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前の内容（金額を含む。） | 変更後の内容（金額を含む。） |
|  |  |

※ 必要に応じ関係書類を添付すること

様式第６号（第１１条関係）

年　　月　　日

京丹後市長　　　　　様

申請団体　住所（所在地）

団体名及び

代表者職氏名　　　　　　　　印

電話

婚活イベント開催事業実績報告書

補助事業が完了したので、京丹後市婚活イベント開催補助金交付要綱第１１条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付決定

(1)　決定日　　　　　　　　　年　　月　　日

(2)　決定番号　　　　　　　　第　　　　　号

(3)　決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　実施期間

(1)　着手日　　　　　　　　　年　　月　　日

(2)　完了日　　　　　　　　　年　　月　　日

３　添付図書

(1)　結果報告書

(2)　決算書

(3)　領収書（写）及び事業の成果を示す写真等

１　結果報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 実施内容 | ◇日　　時  ◇場　　所  ◇参加人数 |
| 事業の成果 |  |
| 担当者連絡先 |  |

２　決算書

＜収入の部＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 種　別 | 内　　訳 | 金額 |
| 収入 | 他団体補助金 |  |  |
| 市補助金 | 婚活イベント開催補助金 |  |
| その他の収入 |  |  |
|  | 合計 |  |

＜支出の部＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 種　別 | 内　　訳 | 金額 |
| 支出  （対象経費） | 諸謝金 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 旅費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 会場費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 舞台関係費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 消耗品費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 通信運搬費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 役務費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 印刷製本費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 保険料 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 車両賃借料及び燃料費 |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 対象経費小計 | | | 円 |
| （対象外経費） |  |  |  |
|  | 小計 | 円 |
|  |  |  |
|  | 小計 | 円 |
| 対象外経費小計 | | |  |
| 支出額合計 | | | 円 |

※内訳については単価や数量等　可能な限り詳細にお書きください。

様式第７号（第１３条関係）

年　　月　　日

京丹後市長　　　　　様

申請団体　住所（所在地）

団体名及び

代表者職氏名　　　　　　　　印

電話

婚活イベント開催補助金交付請求書

　京丹後市婚活イベント開催補助金交付要綱第１３条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金請求額 | 金 円 |

上記の金額を下記の口座に振り込んでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 | 銀行  　　　　　　　　　信用金庫  　　　　　　　　　信用組合　　　　　　　　　　　　　　　店  　　　　　　　　　農業協同組合 | | |
| 預金種別 | 普通 　・　　当座 | | |
| 口座番号 |  | | |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |
|  |  | | |
| ※処理欄 | 記入・押印をしないでください。 | 担当者確認印 |  |